

入札公告

下記のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び新潟市契約規則（昭和59年新潟市規則第24号）第8条の規定に基づき公告します。

令和4年6月3日

新潟市長 中原 八一

1 入札に付する事項

(1) 品名	新潟市家庭系ごみ有料指定袋 燃やすごみ用（極小）
(2) 品質・規格・数量など	仕様書のとおり 入札に当たっては、総価での入札とします。
(3) 契約の条項を示す場所	新潟市財務部契約課
(4) 入札日時・場所	令和4年6月27日 午後2時15分 新潟市役所本館2階契約課入札室 ただし、郵送で入札する場合は、書留郵便により令和4年6月24日午後5時まで（必着）に、3（2）の場所に提出してください。
(5) 履行期限・履行場所	令和4年10月14日まで 新潟市が指定する倉庫（新潟市内）
(6) 入札保証金	新潟市契約規則第10条第2号により免除
(7) 入札を無効とする場合	新潟市契約規則第17条第1項の規定に該当するときは無効とし、入札者が談合その他不正な行為をしたと認められる場合はその入札の全部を無効とします。
(8) 入札を中止とする場合	新潟市契約規則第19条第1項の規定に該当する場合には、入札を中止することがあります。

(9) 談合情報等により公正な入札が行われないおそれがあるときの措置	談合情報等により、公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札期日を延期し、または取りやめることがあります。
(10) 契約保証金	新潟市契約規則第33条及び第34条の規定によります。
(11) 予定価格	公表しません。
(12) 最低制限価格	設けません。
(13) 契約締結について議会の議決を要するための仮契約	無
(14) その他特記事項	業務履行が困難と判断できる低価格での入札は、費用、履行体制などについて調査することがあります。調査の結果、履行困難と判断した場合は、失格とすることがあります。

2 入札参加資格の要件

- (1) 本市の競争入札参加資格者名簿（物品）に登載されている者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止措置を受けていない者
- (4) 新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表第2の9の措置要件に該当しない者
- (5) 平成30年度以降に地方公共団体が指定した家庭用のごみ袋の納入実績を有する者で、平成30年度以降ごみ袋納入実績証明書（別紙1）を提出できる者

3 入札の参加手続

一般競争入札に参加を希望する場合、次により申請してください。なお、入札参加申請者名は入札終了まで公表しません。

- (1) 提出書類 一般競争入札参加申請書（別記様式第2号） 2部
平成30年度以降ごみ袋納入実績証明書（別紙1） 1部
- (2) 提出先 新潟市財務部契約課物品契約係
〒951-8550 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市役所本館2階
電話 025-226-2213
FAX 025-225-3500
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 申請期限 令和4年6月16日

- (5) 受付期間 入札公告の日から申請期限の日の午前9時～午後5時（土・日・祝日を除く）

4 質疑書の提出について

質疑事項がある場合は、次により質疑書を提出してください。

- (1) 様式 別紙様式に準じて作成してください。
(2) 提出期限 令和4年6月10日
(3) 提出先 3(2)に同じ
(4) 提出方法 ファクシミリのみとします。
(5) 回答日 令和4年6月15日まで
(6) 回答方法 個別にファクシミリにて回答するほか、入札控室に掲示します。
(7) その他 電話での受付は一切行いません。

質疑書には、正確な番号及び件名を記入してください。また、返信用ファクシミリ番号を必ず記入してください。

5 入札時の注意事項

- (1) 入札参加申請後に入札を辞退する場合は、書面で届け出てください。
(2) 入札時間に遅れた場合は、入札に参加できません。
(3) 入札場所に入室できるのは、入札参加申請者毎に原則1名とします。
(4) 代理人が入札する場合は、委任状を提出してください。
(5) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札者の入札価格とします。入札参加申請者は、消費税にかかる課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。なお、入札金額の訂正は無効とします。
(6) 郵送により入札する場合は、次の要領に従って送付してください。
ア 入札書は、封筒に入れて固く封をします。
イ 入札書を入れた封筒には、入札日、件名、入札者の商号・名称を記します。
ウ 入札書を入れた封筒を、さらに別の封筒に入れ、「入札書在中」と朱書きの上、書留郵便により送付してください。
エ 入札案件が複数ある場合も、入札書は1件ごとに別々の封筒に入れます。
(7) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度入札を一回行います。再度入札の方法については、別途指示します。ただし、初度入札が無効とされた者、失格となった者及び最低制限価格を設けたときであって最低制限価格未満の入札を行った者は、再度入札に参加できません。

(8) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ引きで落札者を決定します。郵送入札者のくじは、入札事務に関係のない職員が引くものとします。

6 落札者の決定

落札者が決定したときは、直ちにその旨を落札者に通知するとともに速やかに公表します。

ただし、落札者と決定した者が契約締結までの間に指名停止を受けた場合は、落札決定を取り消し、仮契約を締結していた場合は、本契約を締結しないものとします。

別記様式第2号

一般競争入札参加申請書

年 月 日

(宛先) 新潟市長

申請者

郵便番号

所在地

商号又は名称

代表者氏名

(押印不要)

担当者

(電話番号)

(FAX番号)

下記入札の参加資格要件を満たしており、入札に参加したいので、新潟市物品に関する一般競争入札実施要綱第5条第1項の規定により申請します。

記

公告年月日	令和4年6月3日
番号	新潟市公告第288号
品名	新潟市家庭系ごみ有料指定袋 燃やすごみ用 (極小)

別紙様式

質 疑 書

年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者氏名

(押印不要)

(担当者)

(FAX番号)

- 1 番 号 新潟市公告第288号
2 品 名 新潟市家庭系ごみ有料指定袋 燃やすごみ用 (極小)

質 疑 事 項

質 疑 事 項

(別紙1)

平成30年度以降ごみ袋納入実績証明書

令和 年 月 日

新潟市長 宛

企業名

代表者名

下記のとおり、平成30年度以降に地方公共団体が指定した家庭用のごみ袋を納入したことを実績証明いたします。

	都道府県	市	品目	枚数	契約期間	備考
例	新潟県	新潟市	新潟市家庭系ごみ収集用指定袋 燃やすごみ用 小(20L)	6,000,000	令和●年●月●日 ～ 令和●年●月●日	
1						

注) 平成30年度以降において、地方公共団体と契約を締結し、誠実に履行した実績1件について、それを証明する以下のものを添付すること

- ①契約書の写し(品目・数量・履行期限の確認できる箇所)
- ②履行が確認できる書類の写し(例:受領が確認できる納品書、地方公共団体が発行する検査合格通知書、地方公共団体からの支払いが確認できる口座取引明細の該当部分)

●入札書作成にあたっての注意事項

- ①入札(見積)書【別記様式第1号 入札用(物品・委託)】を使用してください。
- ②「履行場所」「品名」「品質・規格」「数量」欄は, 下記のとおり記入してください。
- ③「単価」欄は, 品目の単価(小数点以下2位まで)を記入してください。
- ④「金額」欄は, 品目の「数量 × 単価」の金額(税抜)を記入し, さらにその金額(税抜)が入札金額と一致するようにしてください。

記入例

別記様式第1号
入札用(物品・委託)

入札(見積)書 ①

新潟市長様

令和 年 月 日

住所

氏名

受任者

印

新潟市契約規則及びこれに基づく入札(見積)条件を承認のうえ入札(見積)いたします。

金額	○ ○ ○ , ○ ○ ○ 円			
履行場所	仕様書のとおり			
品名	品質・規格	数量	単価	金額
新潟市家庭系ごみ有料指定袋 燃やすごみ用(極小)	仕様書のとおり	4,500,000枚	△△.△△	○○○, ○○○

(注)入札(見積)額は, 消費税及び地方消費税を含まないものとする。

郵送で入札する場合の注意事項

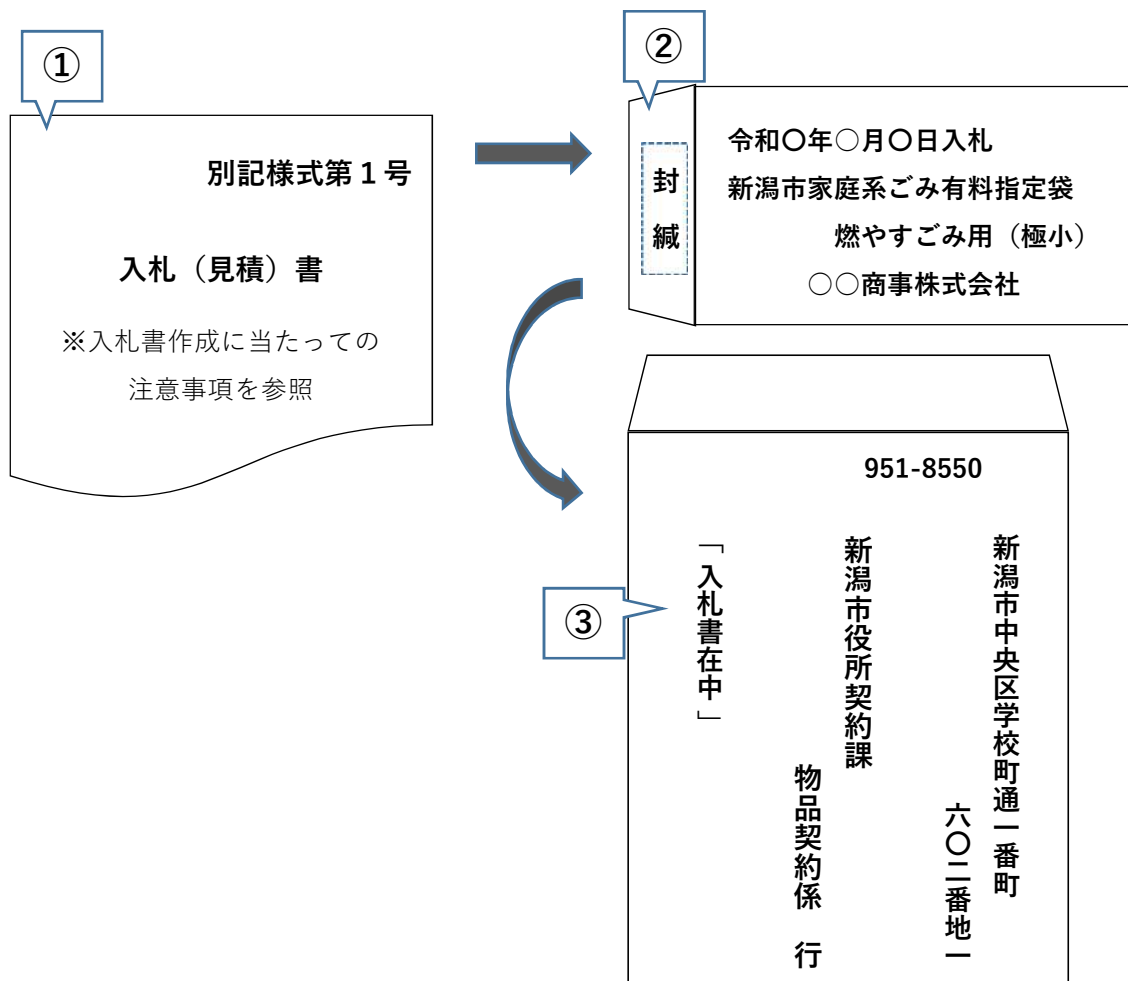
- ①入札書は、「入札書作成に当たっての注意事項」を参考に作成してください。
- ②入札書は、**入札日、件名、入札者の名称（社名）**を記載した封筒に入れて閉じてください。
※入札案件が複数ある場合も、入札書は1件ごとに封筒に入れてください。
- ③入札書を入れた封筒を**別の封筒に入れ、「入札書在中」と朱書きの上、下記の提出先まで書留郵便により提出**してください。

【提出先】 〒951-8550

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

新潟市財務部契約課物品契約係

【期 限】 令和4年6月24日（金） 午後5時必着



仕 様 書

1 品名
新潟市家庭系ごみ有料指定袋 燃やすごみ用 (極小)

2 発注数

内容		1組の枚数	発注数(枚数)
燃やすごみ用指定袋	極小 (10ℓ)	10枚	450,000組(4,500,000枚)

(注) 入札に際しては、組数ではなく枚数単価で積算すること。

3 用途 取扱店等での販売用

4 条件 別添Ⅰ，Ⅱのとおり

5 納入期限 令和4年10月14日

6 納入場所 新潟市が指定する倉庫(新潟市内)

7 納入方法 納品数量全部を一括または分割で納入すること。

8 その他 その他必要な事項は、本市と協議のうえ決定するものとする。

9 特記事項

- ・落札後速やかに廃棄物対策課へ納品スケジュールを提出すること。
また、見本を貸与するので、仕様の確認を十分に行い、使用後は速やかに見本を返却すること。
- ・契約終了後、この契約に関する業務評価をする。
- ・納品終了後、納品書を提出すること。
- ・納品時、寸法、厚さ、強度の証明・RoHS指令準拠証明を添付すること。
なお、厚さについては検査証に測定値が全て記載されるものとする。
- ・納入期限は、発注数量全部を納入場所に納入する期限であるため、必ず厳守すること。
- ・業務履行が困難と判断される低価格の場合は、費用、履行体制などについて調査し、履行困難と判断したときは失格とする場合がある。

10 連絡先 新潟市財務部契約課物品契約係
FAX 025-225-3500
メール keiyaku@city.niigata.lg.jp

I 指定袋の仕様について

1 種類, 枚数

種類	容量	枚数
燃やすごみ用指定袋（極小）	10 リットル相当	4,500,000 枚

2 形状

U形袋（ガゼット・ペロ付）

※ 日本工業規格「ポリエチレンフィルム製袋」（以下「日本工業規格 Z1711-1994」という。）の表1及び図1のU形袋（2）を準用のこと。

※ U形部分の切断については、持ち手部分を左右に引っ張ったときに簡単に裂けにくくなるよう、カッティング及び刃の状態に注意を図り加工すること。

3 材質

高密度ポリエチレン（HDPE）

※ 炭酸カルシウムを混入しないこと。

4 寸法等

種類	寸法	厚さ
燃やすごみ用指定袋（極小）	縦 560mm×横 250mm×幅 140mm	0.03mm 以上

（注1）その他寸法等の詳細については別紙1を参照することとし、最終的な決定は本市と協議を行った上で本市の指示に従うこととする。

（注2）縦・横寸法については、合成樹脂加工品品質表示規程（平成9年通商産業省告示第671号）第2条第5号(3)及び表1を準用すること。

（注3）厚さについては、日本工業規格 Z1711-1994 に基づき検査を行い、測定値のうち最小値が、本仕様で定める厚さを下回らないものとする。

5 袋本体の色

種類	袋本体の色
燃やすごみ用指定袋（極小）	黄色半透明

（注1）色彩の詳細については市が貸与する見本と同濃度とする。

（注2）色むらがないようにすること。

（注3）使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。また、使用前に劣化が生じていないか十分に確認すること。

（注4）使用する顔料及びインキについては、欧州連合によるRoHS指令（以下「RoHS指令」という。）に準拠したインキを使用すること。

（注5）色彩等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

6 印刷内容

(1) 図案及び表示等

印刷は別紙1に示すレイアウト例を参照すること。また、印刷面の右下に納入年月及び契約業者名を判別できるよう記載すること。なお、納入年月は「5 納入期限」の年月とする。実際に記載する図案や表示等の詳細については、契約業者に対して本市から別途指示する。

(注1) 契約業者には、本市よりレイアウト案の電子データ及び見本を貸与する。

(注2) 記載内容やレイアウト等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

(2) 文字等の色

種類	文字等の色
燃やすごみ用指定袋（極小）	赤色（1色）

(注1) 色彩の詳細については市が貸与する見本と同濃度とする。

(注2) 文字欠け、色むら等がないようにすると同時に、色にばらつきがないこと。

(注3) 使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。また、使用前に劣化が生じていないか十分に確認すること。

(注4) 使用する顔料及びインキについては、RoHS指令に準拠したインキを使用すること。

(注5) 色彩等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

(3) 穿孔

ベロ部分の中央部に穿孔を設けることとする。穴の直径は10mmとし別紙1のレイアウト例を参照すること。

(4) その他

レイアウトや記載事項については、本市が作成した電子データ及び見本を参考として貸与するので、契約業者はこれを基に版を作成すること。作成した版については、実物大で確認できるように紙やフィルム等に印刷して本市に提出し、内容等について校正を受けること。なお、参考として貸与するデータ等は、使用后速やかに本市に返却すること。

7 品質

(1) 外観

日本工業規格 Z1711-1994 の規定 7. 1 を準用のこと。

(2) 強度

日本工業規格 Z1702-1994 の規定 3 を準用のこと。なお、フィルムの種類、引張り強さ及び伸びは、日本工業規格にかかわらず、下表のとおりとし、袋の縦方向及び横方向について強度を確保すること。

種類	フィルムの種類	引張り強さ	伸び
燃やすごみ用指定袋（極小）	2種B	29.4MPa以上 (300kgf/cm ² 以上)	150%以上

なお、持ち手の付け根部分について、U形部分の持ち手1箇所を固定し、逆の持ち手に1kgの重量を取り付けて固定箇所と同等の高さから落下させた際、縦裂けが起きない強度とする。

(3) 性能

日本工業規格 Z1711-1994 の規定 7. 2 を準用のこと。なお、フィルムの種類は(2)の表と同様とする。

II 包装・梱包その他必要事項について

1 外装袋

(1) 材質・色

種類	材質	色
燃やすごみ用指定袋（極小）	高密度ポリエチレン (HDPE)	無色透明 (無着色)

(2) 寸法等

寸法については、次表を目安とし契約後に本市と協議の上決定する。なお、製造過程において、内容物となる指定袋のサイズと合わないなどの事由により、寸法の修正が必要であると判断した場合は、速やかに本市に報告し、本市の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。

また、指定袋が無理なく取り出しできるものとし、取り出しやすいように別紙 2 を参考にミシン目を入れ、取り出し口を設けることとする。

種類	寸法	厚さ
燃やすごみ用指定袋（極小）	縦 310mm×横 170mm	0.03mm 以上

(3) 印刷内容

図案及び表示等については、別紙 2 に示すレイアウト例を参照すること。なお、別添レイアウト例図に記載している印刷内容の詳細については、契約業者に対して本市から別途指示する。

(注 1) 「家庭用品品質表示法に基づく表示」は、別紙 2 に示すとおり、同法（昭和 37 年法律第 104 号）第 3 条の規定に基づき、合成樹脂加工品品質表示規程第 1 条に定める内容を記載すること。同記載中の表示者については、表示者の氏名・名称、住所及び電話番号を記載すること。なお、納入年月を記載し、複数の工場生産を行う場合、記号等を付すことにより工場の判別ができるようにすること。また、表示者と契約業者の表示が異なる場合は、契約業者についても表示を行うこと。

(注 2) 「JANコード」は、日本工業規格「共通商品コード用バーコードシンボル」により、本市が指示する番号に基づき、適正に表示を行うこと。また、本格的な製造開始前に確実に読み取りが行われるか検証し、検証結果及び検証に不備があればその改善結果を本市に報告の上、本市が了解した後に本格的に製造すること。

(注 3) 価格表示は、本市の定める額とする。

(注 4) 契約業者には、本市よりレイアウト案の電子データ及び見本を貸与する。

(注 5) 記載内容やレイアウト等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

(4) 文字等の色

種類	文字等の色	
燃やすごみ用指定袋（極小）	赤色	バーコード及びQRコード 部分は黒色（白地印刷）

(注1) 文字欠け、色むら等がないようにすること。

(注2) 使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。また、使用前に劣化が生じていないか十分に確認すること。

(注3) 使用する顔料及びインキについては、RoHS指令に準拠したインキを使用すること。

(注4) 色彩等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

(5) 外観 日本工業規格 Z1711-1994 の規定 7. 1 を準用のこと。

(6) 穿孔

外装袋下部のヒートシール下のスペースの左端から 20mm 以上 100mm 以下の範囲の場所を目安として、下表の通り穿孔する。ただし、穴の直径は 10mm とし、外装袋の取り出し口と重なることがないようにすること。

種類	穿孔数
燃やすごみ用指定袋（極小）	1 穴

(7) その他

レイアウトや記載事項については、本市が作成した電子データ及び見本を参考として貸与するので、契約業者はこれを基に版を作成すること。作成した版については、実物大で確認できるように紙やフィルム等に印刷して本市に提出し、内容等について校正を受けること。なお、参考として貸与するデータ等は、使用後速やかに本市に返却すること。

2 包装内容

(1) 包装単位

内容	1 組の枚数
燃やすごみ用指定袋（極小）	10 枚

(2) 収納方法等

袋を 1 枚ずつ、横の長さが半分になるよう二つ折りにする。二つ折りにした袋を 10 枚重ねて縦の長さが半分になるよう二つ折りにして、取り出し口側に折り山が向くよう外装袋に入れ、取り出し口以外から内容物が出てこないよう外装袋の下部をヒートシールにより接合する。なお、ヒートシール下には幅 30mm 程度のスペースを設けるものとする。

3 配送ピース用のパッケージ

下表の組数毎に配送用にパッケージ（袋で包む）化する。その際の袋は無色透明且つ無記載で構わない。

また、寸法等については、下表を目安とし契約後に本市と協議の上決定する。なお、製造過程において、寸法の修正が必要であると判断した場合は、その都度本市に速やかに報告し、本市の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。

内容	1 配送ピースの組数	種類	寸法
燃やすごみ用指定袋 (極小)	25 組	極小	縦 300mm×横 190mm×高さ 90mm

4 外箱

(1) 材質

段ボール箱とする。

(2) 寸法等

寸法等については、下表を目安とし契約後に本市と協議の上決定する。なお、製造過程において、外箱と内容物との間に隙間ができないようにするなど寸法の修正が必要であると判断した場合は、その都度本市に速やかに報告し、本市の承認を得た上で適切な寸法に修正すること。

種類	寸法
燃やすごみ用指定袋 (極小)	縦 300mm×横 380mm×高さ 180mm

(3) 表示内容

表示は別紙 3 に示す記載内容及びレイアウトのとおりとする。

(注 1) 製造者の名称、住所、電話番号及び納入年月をレイアウトのとおり表示し、複数の工場生産を行う場合は、記号等を付すことにより工場の判別ができるようにし、本市に記号等を事前に報告すること。

(4) 文字等の色

種類	文字等の色
燃やすごみ用指定袋 (極小)	赤色 (1 色)

(注 1) 文字欠け、色むら等がないようにすると同時に、色にばらつきがないこと。

(注 2) 使用する顔料及びインキについては、耐候性、耐熱性、耐移行性、耐溶剤性など堅牢度に優れているものを使用すること。また、使用前に劣化が生じていないか十分に確認すること。

(注 3) 使用する顔料及びインキについては、R o H S 指令に準拠したインキを使用すること。

(注 4) 色彩等の決定については、本市と打ち合わせを行った上で、最終的には本市の指示に従うものとする。

(5) その他

梱包する段ボール箱は、効率的な輸送及び保管のために、必ず複数段積み重ねても潰れない強度のものを使用すること。

5 梱包内容

(1) 梱包単位

内容	1箱の組数
燃やすごみ用指定袋（極小）	100組（1,000枚）

(2) 収納方法等

各梱包単位を2つに分けて、横に半分ずつ積み重ねることとするが、荷崩れ防止、荷扱いの安全確保に十分留意し、最終的には本市と協議の上、収納方法の決定を行うこととする。

6 製造する指定袋の事前点検

(1) 目的

本格的な製造開始前に、実際に製造された指定袋が本仕様と本市が指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合することを確認するため実施する。

(2) 点検要領

① 点検用サンプル品の提出

本仕様書における「包装」を行ったもの（所定の枚数を外装袋に入れ、外装袋がヒートシールにより接合されている状態）3組をサンプル品として提出すること。ただし、複数の工場で製造を行う場合は、工場別に同様のサンプル品を提出すること。また、提出するサンプル品とともに、指定袋及び外装袋の材質と、指定袋本体の着色や指定袋及び外装袋に文字等を印刷するために使用している顔料及びインキについて、その調達先等から本仕様に定める内容に適合することを証明する書面を取り付けた上で、内容について本市に説明の上、写しを本市に提出すること。

② 確認方法

提出されたサンプル品につき、本仕様並びに本市から指示した事項及び本市との協議の上決定した事項に適合しているかを本市が確認する。なお、指定袋本体の色や指定袋や外装袋に印刷された色については、本市が認める公正な第三者機関が作成する証明書の提出等によって、本仕様に適合していることを証明することができない限り、本市が本仕様に適合しているかを目視により判定する。

(3) その他

- ① 契約業者は本市による事前点検後、本市とその内容について協議し、了承を得た後、指定袋の本格的な生産を開始すること。
- ② 点検を受け、本市の了承を得たサンプル品と同じ材質、同じ顔料及びインキを使用して同品質のものを生産すること。
- ③ 事前点検に係る費用については、契約業者が負担すること。なお、本市に提出したサンプル品については、納品数には含まないものとする。
- ④ 本市が必要と認めた場合は、本市の行う点検に並行して、指定袋の厚さや強度等の本市が指示する項目について、本市が認める第三者機関にて検査を実施し、その結果を速やかに本市に書面で提出すること。なお、この場合の検体は本市の指示によるものとする。

7 納品

(1) 納品先 新潟市が指定する倉庫（新潟市内）

(2) 納品時の手続

- ① 契約業者は、納品日、納品数量が分かるよう納品書を作成し、本市に提出の上本市の承認を得ること。
- ② 納品については、大量となるため、本市及び本市が指示する指定袋保管業者と納品日及び納品数量等について事前に十分協議の上調整し、最終的には本市の指示に従うこと。
- ③ 納品は本市が指示した納品場所において荷降ろしまで行うこととし、その他使用パレット等については、本市及び本市が指示する指定袋保管業者と事前に協議し決定すること。
- ④ 納品に際して、受領書は契約業者で作成し、納品月日を記入の上本市が指示する納品先の受領印を徴し、後でトラブルにならないようにすること。
- ⑤ その他納品に関しての不明な点等については、本市と協議を行い最終的には本市の指示に従うこと。

8 納品時の検査

(1) 目的

実際に本市が指示する指定袋保管場所に納品される指定袋が、本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合することを確認するために実施する。

(2) 証明書の提出について

納品までに、指定袋について本仕様書で規定する縦横の寸法、厚さ、強度及び性能について、本市が認める公正な第三者機関が作成した証明書を本市に提出すること。

(3) 検査要領

- ① 納品の際に、指定袋を本市が無作為に一部抽出し、本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に適合しているかを確認する。なお、指定袋本体の色や指定袋や外装袋の印刷された色については、本市が認める公正な第三者機関が作成する証明書の提出等によって本仕様に適合していることを証明することができない限り、本市が本仕様に適合しているかを目視により判定する。
- ② 本市が必要と認めた場合は、本市の検査に並行して、指定袋の強度等について本市が認める公正な第三者機関にて検査した結果の提出を求める場合がある。なお、この場合の検体は本市の指示によるものとする。
- ③ 本市が検査への立会いを求めた場合は、速やかに応じること。
- ④ 本市は納品検査を実施し、合格を確認後に納品書の承認を行う。
- ⑤ 納品検査に使用した指定袋については、納品数量に含まないこととする。
- ⑥ 検査不合格となった場合は、直ちに本市が未承認の全ての指定袋等を撤去の上、細かく裁断するなど本市の指示に従って処分すること。なお、撤去及び処分に係る費用は契約業者が負担すること。

9 契約及び支払いについて

(1) 契約方法

契約は、総価契約とする。

(2) 支払い

契約業者は全数量を納品後に、本市が承認した納品書に基づき納品数量をまとめ、本市へ支払いの請求を行うものとする。本市は適正な請求を受けた後、請求金額を支払うこととする。その他詳細については本市と協議の上、最終的には本市の指示に従うこととする。

10 その他補足事項

(1) 不良品対応

納品後、指定袋が破れやすい、底抜けする等の不良品が見つかった場合には、契約業者の責任において速やかに良品と無償交換するとともに、原因等の調査報告書を本市に提出すること。また、不良品等についての苦情を市民等から直接受けた場合は、本市へ報告の上契約業者が誠意を持って直接対応し、対応完了後速やかに調査報告書を本市に提出すること。なお、市民等への直接対応に係る費用については、契約業者が負担するものとする。

(2) 版について

① 本仕様並びに本市の指示した事項及び本市と協議の上決定した事項に従い製版した版の著作権は、本市に帰属するものとする。

② 版は電子データで本市に納品すること。

③ 指定袋製造に使用した版については、契約終了後、速やかに破壊の上廃棄すること。

(3) その他

① 製造した指定袋等は、納品までの間適切な品質管理・保管を行うこと。

② 指定袋の製造に当たっては、国内工場又は信頼できる海外工場で行うものとし、本仕様書に基づいた履行開始後に指定袋の品質確認等のために本市が立入検査を求めた場合は、速やかに応じることができるようにすること。特に海外工場で製造する場合において、本市の求めに応じた円滑な指定袋の輸送ができるようにすること。

③ 契約業者が製造した不良品を含む全ての指定袋について、本市が管理する方法以外に使用されることや流通することがないように徹底した管理をすること。また、本市に納品するもの以外の指定袋の処理については、その処理方法につき本市と協議を行った上で、最終的には本市の指示に従うこと。

④ 本仕様書に定める事項以外に別途指示・協議する事項については、誠意を持って対応すること。

⑤ 本仕様書に疑義が生じた場合は、本市との協議により決定するが、合意に達しない場合は本市の指示に従うものとし、契約業者の一方的な解釈による実施は許されないものとする。



(単位 : mm)

	A	B	C	D	E	F	G	H	その他
極小	560	250	70	130	50	50	30~35mmを目安とし、シール部分と調整の上、袋が開かないことがないようにすること。	ヒートシール部の幅は5~10mmを目安とする(特に底抜けの無いようにすること)。	上部打ち抜き(プレス型)の形状については、袋が破れにくい形状とすることを前提として、本市と協議の上決定すること。

燃やすごみ用指定袋

新潟市家庭系ごみ収集用指定袋

燃やすごみ用 極小袋 (10L)

英語

韓国語

ロシア語

中国語

警告



この袋は、幼児や子供にとって窒息などの危険が伴うものです。幼児や子供の手の届かないところに保管してください。

注意

・突起のあるものを入れると材質上破れることがありますのでご注意ください。
・可燃物ですので、火のそばに置かないでください。
・袋が濡れたりこすれたりすると他の製品に色が付く場合がありますので、ごみを出すときは注意してください。

高密度ポリエチレン使用

家庭用品品質表示法に基づく表示

原料樹脂	ポリエチレン
耐冷温度	-30度
寸法	外形 390×560mm
	厚さ 0.03mm
枚数	10枚
取扱上の注意	火のそばに置かないでください。
表示者	〇〇〇〇 住所 電話

202210

100円

(10枚入・消費税込)

バーコード

アプリロゴ

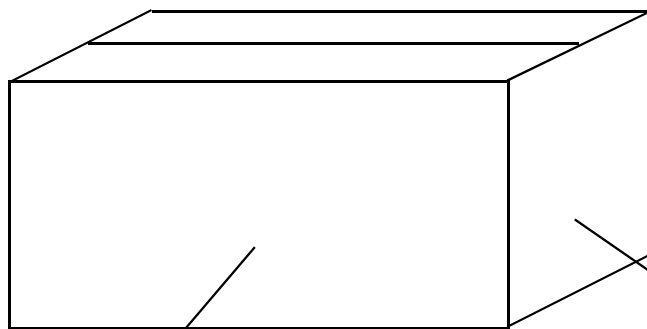
指定袋に関するお問合せは
新潟市廃棄物対策課へ

廃棄物対策課 ☎025-226-1403

- ごみの減量・資源化のため分別収集にご協力ください。
- お店や事業所から出るごみは家庭系ごみとして出せません。
- 本製品は景品等として使用できません。



梱包(段ボール箱)表示記載内容およびレイアウトイメージについて



[長手2側面表示例]

新潟市家庭系ごみ収集用指定袋

燃やすごみ用極小袋 10L

100組(1組10枚入)

製造者名
所在地
電話番号

202210

[短手2側面表示例]

燃やすごみ用極小袋 10L